

# 環境 だより



## 4月1日(月)から 羽毛ふとんの 資源回収を開始します



町ではごみ減量化・リサイクルを推進するため、4月より羽毛ふとんの資源回収を始めます。

羽毛ふとんはそのまま廃棄すると、粗大ごみとして処理手数料がかかる場合がありますが、資源として大口資源リサイクルセンターへ出していただくことで無料で回収します。回収した羽毛ふとんは、再生事業者が中から羽毛を抜き取り、洗浄して再商品化します。

※羽毛ふとんでも回収できないものもあります。

**回収場所** 大口町資源リサイクルセンター

(大口町下小口六丁目184番地)

**回収日時** 月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時から正午、午後1時から4時

※午前・午後とも終了の15分前までに受け付けをしてください。

**回収できるもの**

▽ダウンの割合が50%以上の羽毛ふとん

※ふとんに付いている品質表示票を確認してください。回収できないもの

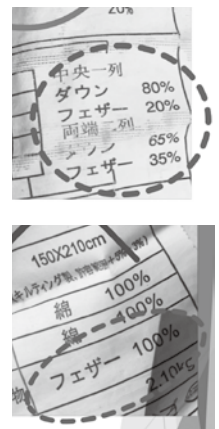
▽ダウンの割合が50%未満の羽毛ふとん

▽綿ふとん、ポリエステル製のふとん、フェザー製ふとん(羽根ふとん)

▽濡れているもの

▽ダウンジャケット

**問合せ先** 環境経済課 ☎95-1613



## 登録統計調査員を募集しています

調査員に登録されますと、各種統計調査が実施される際に、調査員を依頼させていただきます。

なお、統計調査は常時実施しているものではないので、登録後すぐに調査員を依頼するものではありません。

### 仕事

- ▽調査員説明会への出席
- ▽担当調査区域等の確認
- ▽調査対象者へ調査票の配布と記入依頼
- ▽記入された調査票の回収
- ▽回収した調査票等の検査および整理

### 調査期間

- ▽調査票等の提出

### 調査員

各統計調査ごとに約2か月間

### 調査員の身分等

調査任命期間中、非常勤の公務員となります。なお、調査活動中の負傷等は公務災害補償が適用されません。

### 手当

各種統計調査ごとに異なり、活動日数や件数に応じて調査活動後に口座振込で支払います。

### 資格

- ▽20歳以上で責任を持って統計調査事務に従事できる方

▽税務、警察、選挙活動に直接関係のない方

### 登録方法

行政課(☎95-1609)までお申し込みいただくか、大口町ホームページの登録用紙をご提出ください。登録は随時受け付けています。

